

消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部の設置について

〔平成 24 年 4 月 24 日
閣 議 決 定〕

1. 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、事業者等における転嫁対策等に関する意見等の把握や課題の整理等を行い、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策の策定に向けた検討を行うため、内閣に消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係大臣等を構成員に追加することができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。
本 部 長 副総理
副 本 部 長 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官
本 部 員 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
3. 本部長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
5. 本部の庶務は、総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。